

京都大学大学院経営管理研究部及び大学院経営管理教育部の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻)</p> <p>第8条 教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。 経営管理専攻</p> <p>(事務組織)</p> <p>第9条 研究部に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p><u>(経営研究センター)</u></p> <p><u>第8条の2 研究部に、附属の教育研究施設として、経営研究センター(以下「センター」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 センターにセンター長を置き、研究部の教授をもって充てる。</u></p> <p><u>3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4 センター長は、センターの業務をつかさどる。</u></p> <p>(事務組織)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</p>